



第10号様式（第10条関係）

林地開発行為延期届

令和7年12月5日

青森県三八農林水産事務所長 殿

住所 八戸市大字是川字三十刈頭3番地1
氏名 株式会社 新盛商事
代表取締役 盛田英明



森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり延期したいので届け出ます。

許可年月日及び番号	当初 平成19年 9月19日 指令第4076号 変更 平成23年 2月22日 指令第4006号
開発行為の目的	資材置場の造成
開発行為に係る森林の所在場所	八戸市大字是川字窪19-2ほか1大字ほか1字ほか6筆
延期後の完了予定年月日	令和12年12月30日
延期の理由	資材置場の造成がまだ完了していない為。

